



住民税非課税世帯の皆さんへ

令和6年度 物価高対策臨時支援給付金のご案内

近年の物価高騰の影響を受けている世帯のうち、

- ①令和6年度住民税非課税世帯の世帯主に対し、給付金を支給します。
- ②令和6年度住民税非課税世帯のうち、生計が同一である18歳以下の子どもの人数に応じ、子ども加算金を支給します。
※詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給額

- | | |
|-----------|--------------------|
| ①住民税非課税世帯 | <u>1世帯あたり3万円</u> |
| ②子ども加算 | <u>子ども1人あたり2万円</u> |

支給対象（要件）は裏面をご確認ください。

確認書・必要書類等の準備ができたら

提出の方法

同封の返信用封筒をご利用いただき、次の窓口へ申請期限内に、ご提出ください。

提出期限：
令和7年4月30日(水)消印有効
(※申請期限を延長しました)

提出先：東広島市役所8階
東広島市臨時特別給付金相談窓口



相談窓口：東広島市西条栄町8-29
東広島市役所8階
**東広島市臨時特別給付金
相談窓口**

駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。

給付金の支給手続き

(1) 支給対象（要件）

非課税世帯

- 令和6年1月1日時点の住民基本台帳上の世帯全員が、令和6年度住民税非課税であること。

ただし、世帯全員が住民税が課税されている他の扶養親族等から扶養されている場合は対象外。

（対象外の例）

- 親（課税）に扶養されている大学生（住民税非課税）の単身世帯
- 子（課税）に扶養されている両親（住民税非課税）の世帯
- 東広島市外に在住の課税者に扶養されている世帯（単身赴任等）

こども加算

- 非課税世帯と生計が同一である、18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）のこどもであること。

(2) 必要な同封書類

①本人確認書類

※健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード（表面）等の写し（コピー）

②受取口座を確認できる書類

※通帳、キャッシュカード等の写し（コピー）

（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかるもの）

③代理人による申請、受け取りを希望する場合は、代理人の本人確認書類

※健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード（表面）等の写し（コピー）

申請書での手続きの場合、代理申請は出来ません。

④申請書の方のみ必要書類

令和6年1月2日以降に転入された方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税課税・非課税証明書』の写し（コピー）が必要です。



**住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

東広島市臨時特別給付金事務処理センター



0120-780-125 (コールセンター)

受付時間 平日8:30～17:15

※英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語対応